

<コンプライアンス確認会>
コンプライアンスへの
正しい認識

2024年4月

千葉県小学生バレーボール連盟
コンプライアンス委員会

本日のご紹介内容

- コンプライアンスで大切なこと
- 23年度コンプライアンス事案の状況
- 知っておくべき4つの知識
- 県小連コンプライアンスの24年度取組み

コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、そもそもは「**法令順守**」
という意味です。

現在は、それにとどまらず
「**その環境でのルールや、社会倫理を守る
という意味合いを含み、人としての道徳を
守りましょう**」
ということとされています。

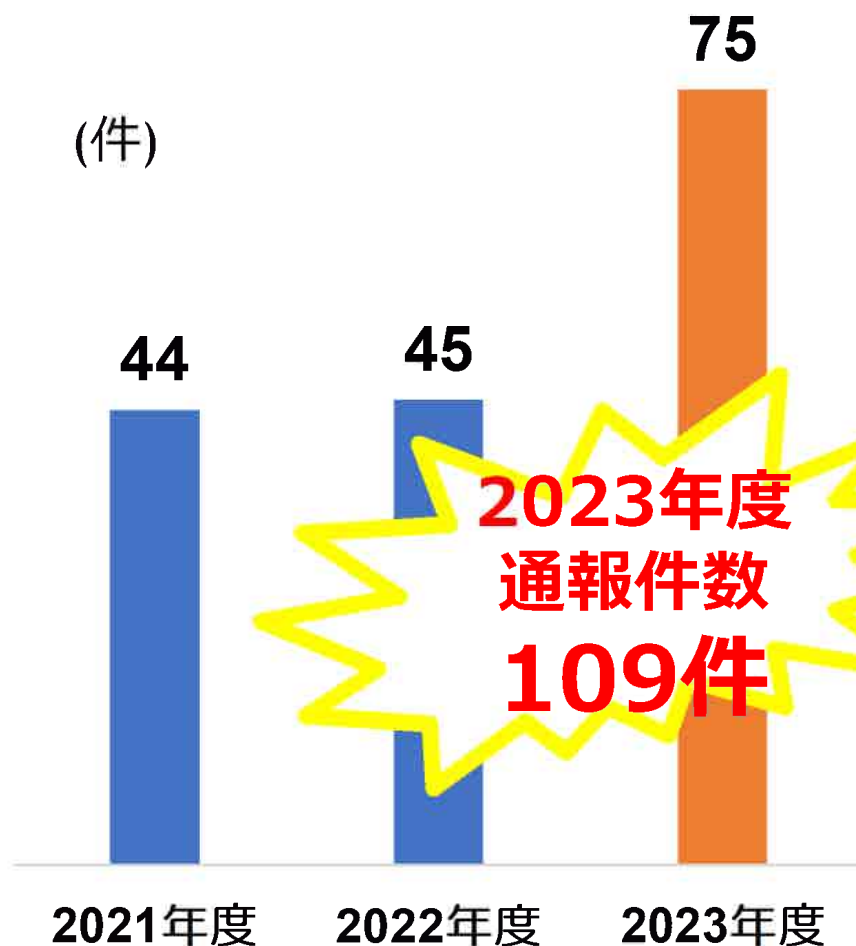
コンプライアンスで大切なこと

コンプライアンス順守で目指すこと
「子供を守る」「保護者を守る」「指導者を守る」

- 被害者「救済が第一」
- 発生後の対応ではなく「未然防止」
- そのために関係者全員の
「正しい知識習得・理解」

23年度コンプライアンス事案の状況

コンプライアンス事案解決件数推移



✓ 109件の通報

暴言 53件 暴力 20件
不適切な指導 22件

◎通報の90%がJVA・日小連への
通報となり現場である県小連との
一体となった取組みが急務

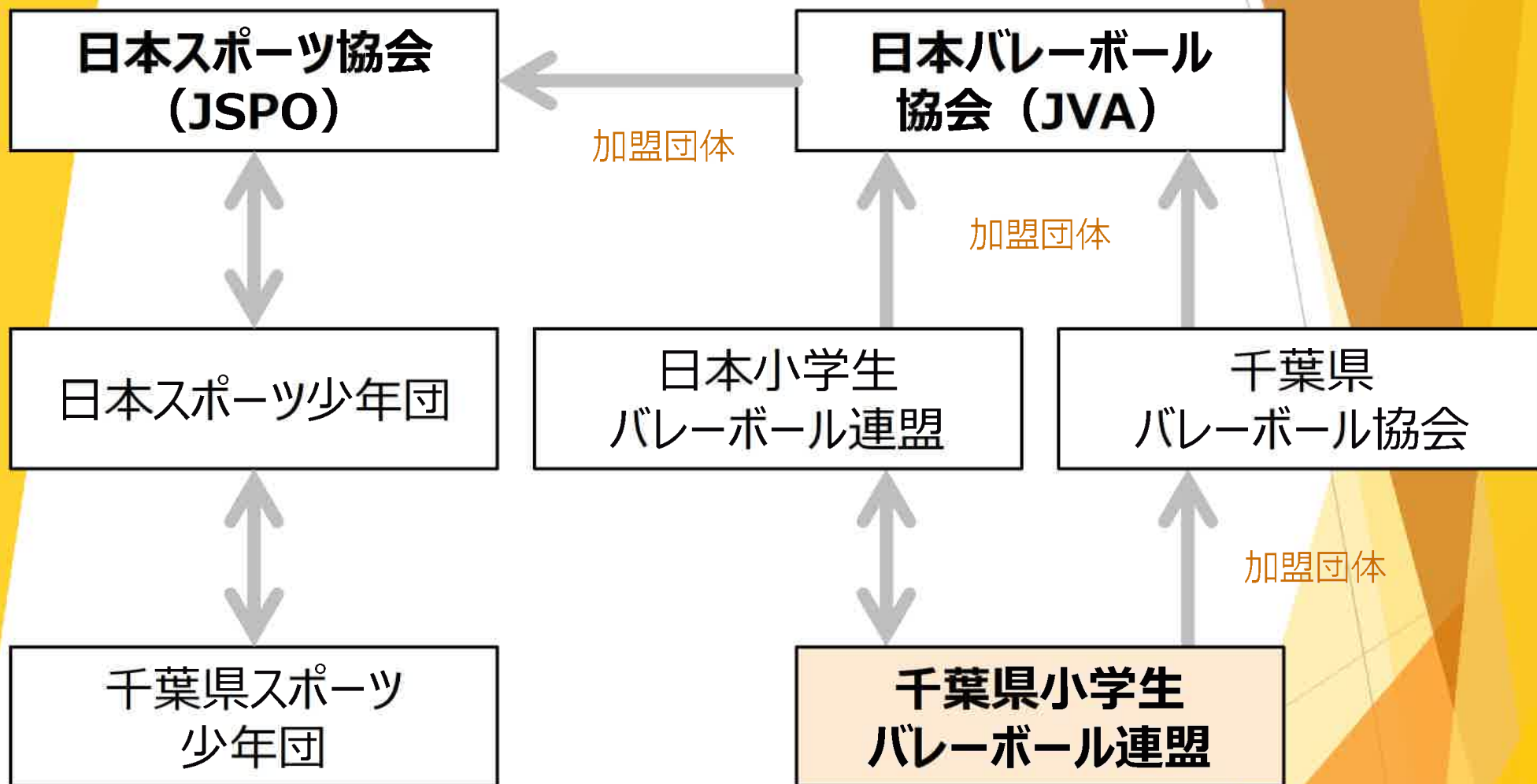
✓ 発生要因の変化

	指導者	保護者	子供
数年前	80%	10%	0%
23年度	35%	30%	25%

◎事前/事後の対応の複雑化となり
正しい知識がより重要となる

知っておくべき「4つの知識」

①各連盟・強化の関係



✓ 日本スポーツ協会及び日本バレーボール協会の定め準拠する

知っておくべき「4つの知識」 ②コンプライアンス規定

規定は、
「何かあったら見ればよいものではなく、
ことを起こさない、起こさせないためのもの」
↓
「指導者は当然のこと、関係者は知っておくべきこと」

第一条 目的

第二条 適用範囲（誰が対象）

第三条 責務及び遵守事項（適用範囲すべて対象）

第四条 懲戒処分（適用範囲すべて対象）

第五条 違反行為の処置

第六条 処分の種類、内容（8つの種類）

第七条 処分の報告

第二条 適用範囲（誰が対象）

日小連コンプライアンス規定原文

前条に規程する「日小連関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 日小連役員（会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事、評議員）及び事務局の職員
- (2) 都道府県小連役員、都道府県地区小連役員
- (3) JVAの「登録及び登録料に関する規程」に基づいて「日本小学生バレーボール連盟加盟団体及び個人登録規程」に登録した個人及び団体の指導者
- (4) 参加選手の保護者

第三条 責務及び遵守事項

日小連コンプライアンス規定原文

1 行動規範

日小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 日小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。（違反行為）

- （1）日小連の決定した方針に従わないこと。
- （2）日小連の認めていない競技会、日小連が目指すバレーボールとは異なる目的の競技会に参加すること。また、同様の競技会等を主催すること。
- （3）小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- （4）指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、わいせつ行為や性的言動、保護者等へ個人的な要求、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること。
- （5）不正な会計処理を行うこと。
- （6）日小連関係者として著しく品位を欠く又は名誉を傷つけること。
- （7）フェアプレーの精神に明らかに違反すること。（選手の勧誘、入部、移籍を行うことなど）
- （8）事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。
- （9）その他、著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

第六条 処分の種類、内容（8つの種類）

日小連コンプライアンス規定原文

（処分の種類、内容）

第6条 日小連コンプライアンス規程第3条に定めた責務及び順守事項に違反行為を行った際に、日小連関係者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 口頭による嚴重注意

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の活動をいっさい制限するものではない形で違反行為者の反省を促すとともに再発防止を目的とする。

(2) 文書による嚴重注意

違反行為について文書で注意する。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが処分後、同様の事案が発生した場合は、重い処分が科されることを通告する。主として、意図的、継続的な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、一定期間役職及び指導者活動を停止する。有期・無期の活動停止になる。

継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。活動を再開する場合、当該都道府県小連指定の研修会を受講をすること。

(4) 永久追放

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、活動を禁止する。永久に日小連及び各都道府県小連に係わる活動に参加できなくなるものであり、復権（再登録や資格の再付与）も認められないもので、日小連が科すことのできる最も重い処分である。行為者は、本連盟に係わる活動に一切携わることができない。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

(5) チームの登録取り消し

文書での通知を以って、チームの登録取り消しを科す。

日小連順守事項に対して、チーム全体での違反行為があり、反省が見られず、再発の可能性がある場合に科す。この処分は、あくまでもチームに科すものであり、所属員（選手）一人一人に科すものではない。

(6) 譴責

違反行為について文書で注意を行う。職務上の義務違反等に対し将来を戒めること。

日小連役員及び都道府県小連役員に対し科すものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(7) 勧告

当事者に対して、公的にある処置をしたほうが良いと公的に文書で告げ勧める。

日小連役員及び都道府県小連役員に対し勧めるものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(8) 除名

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、日小連及び当該都道府県小連・地区小連より除名する。

日小連役員及び都道府県小連役員・地区小連役員に対し科す処分で、永久に小連に係わる役職に携わることはできない。復権（役職復帰や資格の再付与）も認められないもので、日小連が科すことのできる重い処分である。

(1) 口頭による嚴重注意

(2) 文書による嚴重注意

(3) 活動停止

(4) 永久追放

(5) チーム登録取り消し

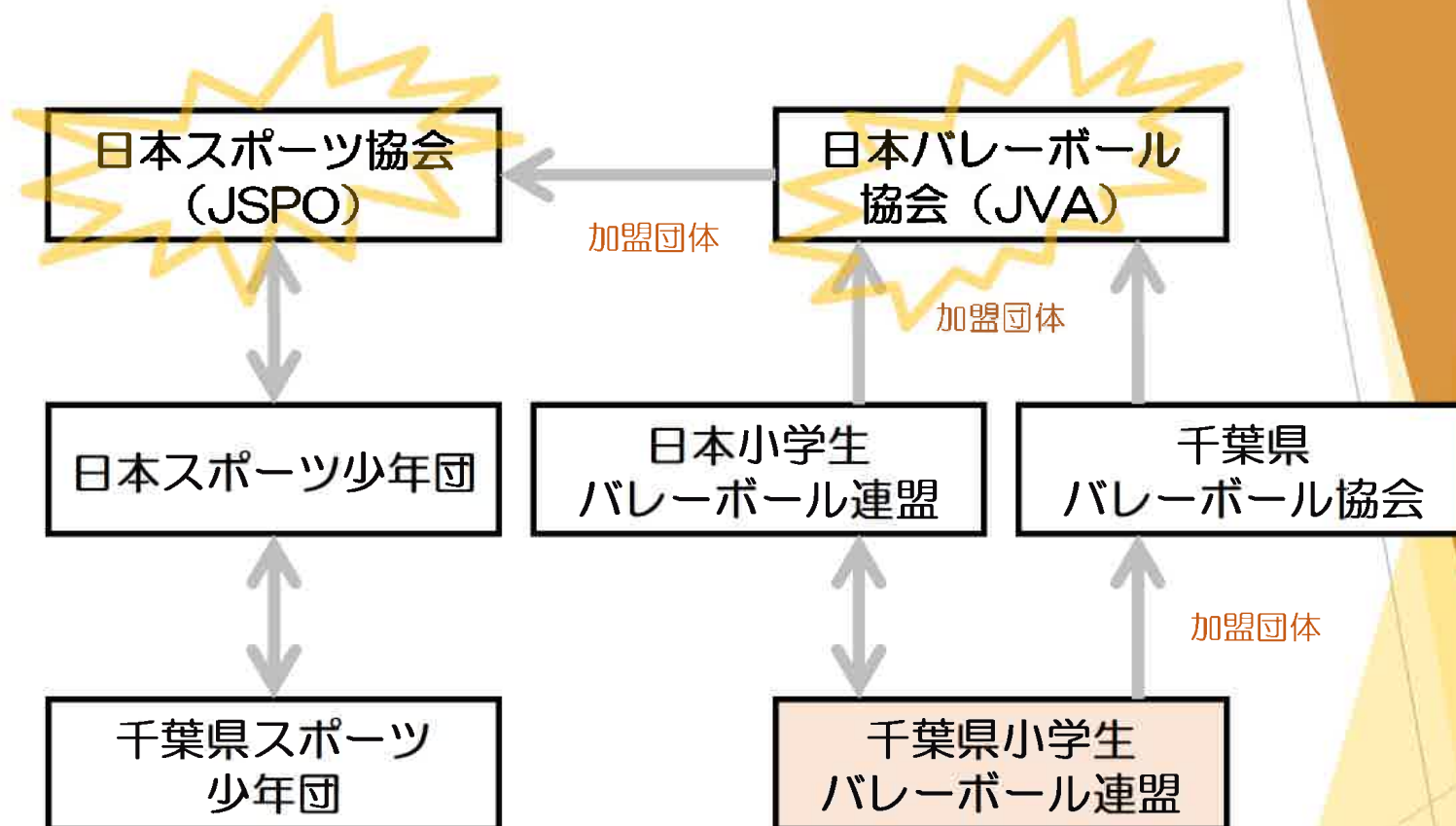
(6) 譴責(けんせき)

(7) 勧告

(8) 除名

知っておくべき「4つの知識」

③関係者処分基準



- ✓ 処分対象者もしくはチームは、登録団体から処分を科せられる。(県小連、スポ少いずれの関連でも処分対象は同様となる)

処分決定に対して考慮すべき要素

処分基準原文

- ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）
 - 体罰・暴力：暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等
 - 暴言等：回数や継続性、被害者数等
 - わいせつ：身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等
 - 不適切な指導：身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等
 - 不適切会計：程度、被害額等
 - *被害者が未成年の場合（加重要素）
 - *長期間による違反行為や回数（加重要素）
- ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係
- ③加害者の人数
 - *多数いる場合（加重要素）
- ④違反行為による結果や影響
 - *不適切な経理処理により被害額の程度が多額の場合（加重要素）
- ⑤被害者の身体的負荷の程度
 - 体罰・暴力：暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか
 - 不適切な指導：外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等
- ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）
- ⑦被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度
 - *傷害等により選手生命が短縮・バレーボール活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合（加重要素）
 - *後遺障害が重度（加重要素）
 - *バレーボール活動の休止・停止の状況や所属チームからの退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合（加重要素）
- ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯
- ⑨被害者の言動、態度等
- ⑩加害者の事後の対応
 - *反省、被害者への謝罪、示談の成立、被害の弁償等（軽減要素）
- ⑪社会的制裁の有無
 - *解雇・退職等による（軽減要素）
- ⑫他の違反も合わせて行った場合（併科の場合は加重要素）

12の視点

- 1.違反行為の態様
- 2.加害者の地位・立場・年齢・被害者との関係
- 3.加害者の人数
- 4.違反行為による結果や影響
- 5.被害者の身体的負荷の程度
- 6.被害者の心理的負担の程度
- 7.被害者の人数、影響
- 8.加害者の動機、犯行に至る経緯
- 9.加害者の言動・態度
- 10.加害者の事後の対応
- 11.社会的制裁の有無
- 12.他の違反も併せて行った場合

と過去を鑑み処分を決定

**例：指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言
・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動**

処分基準原文

違反行為の程度・結果	処分内容
単発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	口頭による厳重注意 初回
暴言等を繰り返して、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	文書による厳重注意 反省文の提出 繰返
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた (加重要素)退部などバレーボール活動の中止に至らせた	活動停止6か月～活動停止無期限 可視被害
暴言等を繰り返し ①死に至らしめた ②被害者及びその周囲の者に心身に重大な障害を与えた ③刑事処分をされた	永久追放 チームの登録取り消し *チームによる隠蔽並 ある場合 (チームを再建し、管轄小連が認めた場合は再登録できる) 犯罪

1. 初期対応

- ・対応計画の策定(JVA提出)

2. 聞き取り調査の実施

- ・通報者(被害者)→選手・その保護者→
チームスタッフ→行為者の順で聞き取り

3. コンプライアンス委員会の開催

- ・調査結果及び処分案をJVA提出
(処分決定にあたりケースによってはJVAへの相談要)

4. 行為者に処分の通知

5. 処分後の対応

県小連コンプライアンスの24年度取組み

コンプライアンス委員会の役割

- 各事案を双方が納得できる形で解決することのためのアドバイスやサポート
- トラブル事案の発生しないための未然防止の取組み

コンプライアンス委員会の取組み

◎活動方針 「事案への対応」から「未然防止活動」へ

※ 未然防止活動とは：“選手を守る・保護者を守る・指導者を守る”ことへの取組み

◎活動計画 「情報共有の仕組み作り」と「啓蒙活動」

- コンプライアンス委員会 「情報サイト」開設
- コンプライアンス事案への「通報窓口」設置
- 「コンプライアンス研修会」の開催

●コンプライアンス委員会「情報サイト」開設

＜掲載内容＞

◎コンプライアンス規定、
処分基準
(2024年版)

◎啓蒙活動への資料掲載
・共有BOOK

→今後、情報を追記へ



■コンプライアンス資料

2024.4.3

更新情報

1/30 プログラム関係
11/3 大会結果
2/26 各県公式用紙
1/09 支部

●「日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規定（2024版）」

→コンプライアンス強化への指針を示したものです。毎年指導者に提出いただきます「小学生バレーボール指導者宣誓書」は、この規定を順守するお約束をいただくものです。

●「小学生バレーボール指導者宣誓書」

→コンプライアンス規定を一読いただき、指導に関わるすべての指導者に宣誓いただくものとなります。

●「コンプライアンス規定_別紙_処分基準」

→コンプライアンス事案発生時の処分決定への考慮すべき要素、及び検討要領が示されています。

●「日小連共有BOOK」

→データが重いのでURLから入手ください
kyouikubook.pdf (jeva-web.com)

→コンプライアンス関連情報をわかりやすく記載されたBOOKとなります。また、コンプライアンス関連だけでなく各委員会（競技、審判規則、指導普及など）の役割も解説しています。

指導者の皆さんは、ぜひ一読をお願い致します。

●コンプライアンス事案への「通報窓口」設置

◎「コンプライアンス事案」はもとより「関連するご質問」など承ります

◎受信者

- ・理事長
- ・コンプライアンス委員長

→受信後、内容により対応へ



通報窓口

下記に入力後、「送信する」を押して下さい。

お名前

メール

件名

内容

「匿名通報」の捉え方

従来

通報として取り扱わない方向
(とは言え対応するものも多々あり)



これから

「通報」と捉え対応へ

児童福祉法第25条

要保護児童を発見した場合は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事業所若しくは**児童相談所に通告しなければならない**

児童虐待防止法第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事業所若しくは**児童相談所に通告しなければならない**

●「コンプライアンス研修会」の開催

＜開催時期＞

5月or7月(予定)

＜対象者＞

チーム代表/監督、
及び保護者代表

＜講師＞

外部講師&県小連

＜内容＞

知識習得/事案事例
共有BOOK活用など



動画視聴

「暴言」

5:07

<https://www.japan-sports.or.jp/women/tabid1331.html#ch3>

最後に、

千葉県小連は、今後取組みを加速し、他都府県との足並みを揃えるようにしていきます。

毎年提出いただく「**宣言書**」は、「**コンプライアンス
規定順守**」をお約束いただいたもの、

ぜひ、指導者の皆様には、県小連とともに

「ど真ん中に子供のいる千葉県小連」

作りにご理解、ご尽力、宜しくお願い致します。



千葉県小学生バレーボール連盟